

【新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応マニュアル（フローチャート）】

議員・同居する家族の方の感染疑い、または感染の場合

※A~Fに該当した場合は、速やかに議長に報告し指示を受けること。

A 同居の家族の職場等で感染者は出たが、同居の家族は濃厚接触者ではない議員

○健康に留意して登庁可

B 感染が疑われる症状がでた議員

議員本人に発熱等がある場合
△自宅待機

C 同居の家族が感染を疑われる症状がでた議員

同居家族に発熱等がある場合
△同居の家族のPCR検査の結果が出るまで自宅待機

D 同居の家族は濃厚接触者に特定されている議員

△同居の家族のPCR検査の結果が出るまで自宅待機

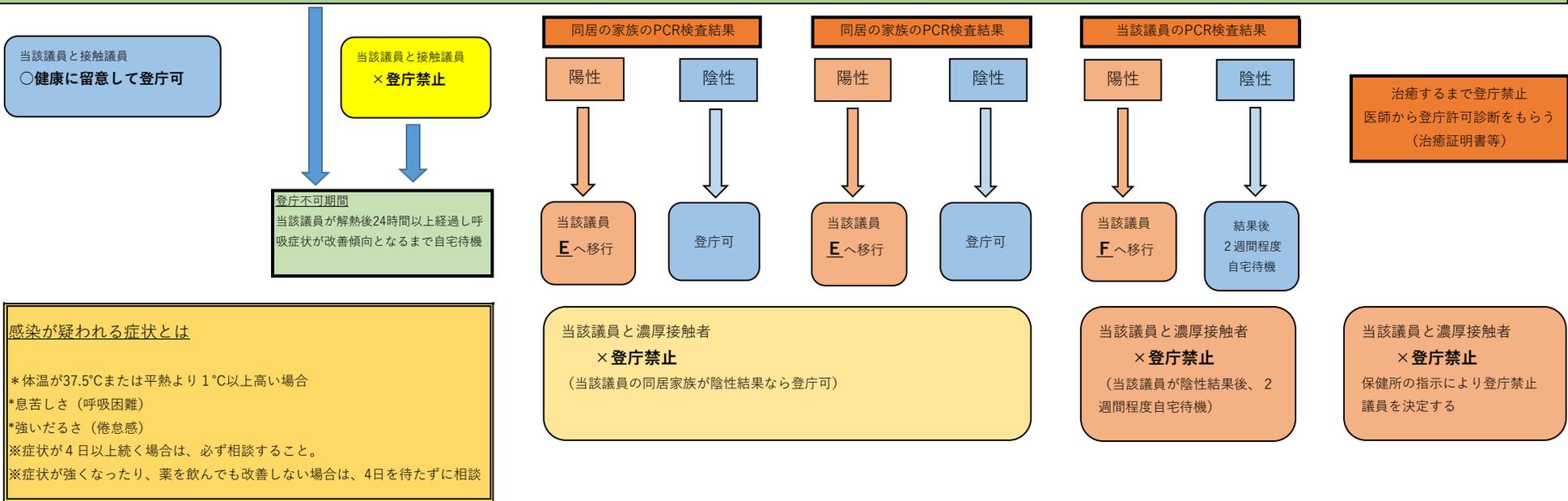
E 同居の家族が感染した議員

△当該議員のPCR検査の結果が出るまで自宅待機
(保健所の指示に従う)

F 感染した議員

×治療するまで登庁禁止
(保健所の指示に従う)

症状あるいは感染状況・2週間前までの当該議員行動を詳しく議長へ報告すること



感染が疑われる症状とは

- * 体温が37.5℃または平熱より1℃以上高い場合
- * 息苦しさ（呼吸困難）
- * 強いだるさ（倦怠感）

※症状が4日以上続く場合は、必ず相談すること。
※症状が強くなったり、薬を飲んでも改善しない場合は、4日を待たずに相談

感染の症状等があった議員、濃厚接触者と思われる議員が接触した場所等は消毒を実施

一時閉鎖（消毒実施）
保健所等と協議して安全確認